

高額療養費を知っていれば 医療費の負担が軽減できるかも!?

健康保険では、医療費が高額になると家計への負担が重くなるため、自己負担に一定の歯止めがかかる「高額療養費」があります。

高額療養費は、病院や薬局の窓口で支払った額が、同じ月(月の初めから終わりまでの暦月)で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。ただし、入院時の食費や差額ベッド代等は含まれません。

高額療養費では、年齢が70歳以上かどうかや所得水準に応じて、自己負担の上限が定められています。平成27年1月より、負担能力に応じた負担という観点から、70歳未満の人の場合、右上の表のように所得区分が5段階に細分化され、自己負担限度額がきめ細かな設定に変わりました(70歳以上の人は別の表)。例えば、70歳未満で、年収が約370万円～約770万円、医療費が100万円で3割の自己負担額が30万円の人の自己負担限度額は、8万100円+(医療費-26万7000円)×1%=8万7430円、30万円との差額21万2570円は、高額療養費の申請を行えば支給されます。

また、「世帯合算」「多数回該当」といったいくつかの条件を満たすことによって、さらに負担が軽減されます。世帯合算は、一人の一回分の窓口負担では、高額療養費の対象にならない場合でも、複数の受診や同じ世帯の家族(同じ健康保険に加入している人に限る)の受診について、窓口でそれぞれが支払った自己負担額を1か月(暦月)単位で合算することができ、合算額が上限を超えれば高額療養費として支給されます。例えば、前文と同じ年収の人で、本人がA病院で医療費20万円、自己負担3割で6万円、B薬局で医療費

平成27年1月からの自己負担限度額(70歳未満の人)

所得区分	ひと月あたりの自己負担限度額
■年収約1160万円～ 健保: 標準83万円以上 国保: 年間所得901万円超	25万2600円 +(医療費-84万2000円)×1% 《多数回該当: 14万100円》
■年収約770万円～約1160万円 健保: 標準53万～79万円 国保: 年間所得600万～901万円	16万7400円 +(医療費-55万8000円)×1% 《多数回該当: 9万3000円》
■年収約370万円～約770万円 健保: 標準28万～50万円 国保: 年間所得210万～600万円	8万100円 +(医療費-26万7000円)×1% 《多数回該当: 4万4400円》
■～年収約370万円 健保: 標準26万円以下 国保: 年間所得210万円以下	5万7600円 《多数回該当: 4万4400円》
住民税非課税者	3万5400円 《多数回該当: 2万4600円》

※健保は健康保険、標準は、標準報酬月額、国保は国民健康保険のこと。
年間所得は、総所得金額及び山林所得金額、並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から基礎控除(33万円)を控除した額

8万円、自己負担2万4000円、合計8万4000円なら高額療養費の対象になりませんが、同一月に被扶養者の妻が、C病院で医療費10万円、自己負担3万円を支払うと、世帯合算後の自己負担額が11万4000円となり、高額療養費の対象になるわけです。

また多数回該当は、直近の12か月間に、既に3回以上高額療養費の支給を受けている場合、その月の負担の上限額がさらに引き下がります。例えば、前文と同じ年収の人なら、自己負担の上限額は4万4400円に変わります。

医療費が高額になることが事前に分かるなら、「所得区分」の認定証を加入している健康保険から発行してもらえば、病院の支払いを自己負担の上限額までにとどめることができます。



暮らしのマネープラン相談センター 所長
サードファイナンスプランナー

高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 …………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 …………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/>

●平日/10:00～19:00 ●土日/10:00～17:00